

(社) 東京都トラック協会長 殿

東京労働局労働基準部長



道路貨物運送業における労働災害防止の緊急要請

道路貨物運送業における労働災害の防止の徹底については、貴団体会員に対する指導等をお願いし、御協力を賜っているところですが、過去10年来の貴業界の労働災害発生状況は、死亡及び休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）が毎年1000人台で増減し減少傾向に転化する兆しが見られません。

特に、厳しい経済状況の下、事業場における安全衛生管理体制の脆弱化が懸念される中であって、平成20年の道路貨物運送業における死傷者数は1,072人（前年同期比10.3%増）と過去5年間で最も多く、本年に入っても1～2月に前年同期比15.3%増加している状況にあり、今後の労働災害動向が憂慮されます。

平成20年の死傷者数を事故の型別みると「墜落・転落」が最も多く259人（全数に占める率24.2%）、次いで「動作の反動・無理な動作」による腰痛等が189人（同17.6%）、「挟まれ・巻き込まれ」が173人（同16.1%）「転倒」が160人（同14.9%）であるなど荷役作業における労働災害が70%を超える状況となっております。また、「交通事故（道路）」により53人（同4.9%）が被災しているほか、貴団体会員事業場で貨物自動車運転者の過重労働による死亡災害も発生しております。

貴団体におかれましては、このような状況を厳粛に受け止め、会員事業場が別添「あなたの職場も危険ゼロ 道路貨物運送」の『運送業の基本的安全衛生管理』を参照し下記事項の労働災害防止対策を徹底して、実効ある効果的な自主的労働災害防止活動の取組みを行うよう指導し労働災害の減少を図られることを要請します。

なお、本要請に基づき実施した下記事項にかかる指導内容について、本年4月30日までに実施結果報告を東京労働局労働基準部安全課に提出するようお願いいたします。

記

1 安全衛生管理体制の見直し

安全管理体制の見直しを行い、経営首脳による安全衛生管理方針の明確化、安全衛生委員会の審議内容の充実、安全管理者・衛生管理者、安全衛生推進者

等の安全衛生活動の活性化を図り、実効ある具体的な災害防止計画を樹立し実施すること。)

2 荷役作業における労働災害の防止

リスクアセスメント等を実施して、次の労働災害を防止するための荷役作業手順書を作成し、その周知指導を行うこと。

- ① トラックの荷台からの墜落・転落災害
- ② 荷の取り扱い時の腰痛及び挟まれ・巻き込まれ災害
- ③ 通路・階段等での転倒災害
- ④ 人力運搬機、フォークリフト等荷役運搬機械による挟まれ災害及び激突され災害

3 交通労働災害の防止

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき次の事項を含む交通労働災害防止計画を策定し周知徹底を図ること。

- ①適正な労働時間管理及び走行管理
- ②定期健康診断の実施等健康管理
- ③交通労働災害防止担当管理者の選任

4 安全衛生教育の実施

雇入れ時の教育等安全衛生教育の計画を策定し確実に実施すること